

公 告  
(参加意思確認公募)

独立行政法人国際協力機構北海道センター（以下「JICA 北海道」という。）が、2021 年度に開始する予定の案件に関し、別紙のとおり、公募参加確認書の提出を招請します。

なお、本件公示に関する問い合わせは、JICA 北海道研修業務課（担当：細川）宛にお願い致します。

2021 年 5 月 28 日

独立行政法人国際協力機構  
北海道センター 契約担当役 所長 石丸 卓

調達管理番号	21c00231000000
調達件名	持続可能な観光資源管理・開発（自然資源）
業務種別	業務委託契約-本邦研修員受入事業-課題別研修
仕様等	業務仕様書による
履行期間	2021 年 8 月上旬～2022 年 3 月中旬（遠隔研修予定） ※ 来日研修については来日の目途が立ち次第調整 ※ 詳細については JICA 担当者と協議の上決定。 ※ 特段の問題がない限り、2022 年度、2023 年度も単年度ごとに契約する。
選定方法	参加意思確認公募（詳細は公示（研修委託業務仕様書含む）による
特定者	公益財団法人はまなす財団
競争参加資格	【事業委託契約-本邦研修員受入事業】公告・公示日において有効である全省庁統一資格を有すること。または、当機構の審査により同等の資格を有すると認められたもの。 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。 その他、細則参加資格および業務仕様書に記載の応募要件に該当すること。
競争参加資格 確認申請期限	2021 年 6 月 11 日（金）午後 4 時
契約担当部署	北海道センター研修業務課 細川 知世

	<p>電話：011-866-8393</p> <p>メールアドレス：Hosokawa.Tomoyo@jica.go.jp</p>
その他	その他詳細は業務仕様書による
独立行政法人 国際協力機構 契約事務取扱 細則参加資格	<p>以下のいずれにも該当しないこと</p> <p>(1) 当該契約を締結する能力を有しない者</p> <p>(2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>(3) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者</p> <p>(4) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者</p>
情報の公表について	<p>本競争への参加を以て、選定結果情報、契約情報（法人、個人、団体名（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員も同様）を含む）の公表に同意したものとみなします。機構の契約に関する情報の公表の基本方針は下記ウェブサイトの通りです。</p> <p>「公共調達に適正化に係る契約情報の公表について」</p> <p><a href="https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html">https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html</a></p>

以上

**2021 年度～2023 年度課題別研修**  
**「持続可能な観光資源管理・開発（自然資源）」コースに係る**  
**参加意思確認公募について**

独立行政法人国際協力機構北海道センター（以下、「JICA 北海道（札幌）」という。）は以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募する。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた観光振興・地域観光開発分野の中核を担う人材に対し、所定の案件目標を到達するべく、地域ブランド力強化の施策及び、ブランド力を生かした地域観光開発の成功・失敗事例を地元関係者等と共に学ぶことを通して、各国における観光開発による地域活性化のための応用能力の習得にかかる研修を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、公益財団法人はまなす財団（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定である。

特定者は、北海道各地における地域開発・産業活性化などの分野において産学官および市民団体等の人材ネットワークのハブ機能を有する機関であり、北海道が強みを有している観光分野に重点をおいた地域づくり事業の実績を多く有する。加えて、2016 年度に当機構で実施した「北海道観光に関する基礎調査」を受託し、研修のリソース開拓から関与している。その後も地域観光開発等に関する研修事業を受託しており、JICA 事業への理解も有する。よって、本件業務を適切に実施し得る要件を備えているが、特定者以外のもので応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施する。

## 1. 業務内容

業務名：2021 年度～2023 年度課題別研修

「持続可能な観光資源管理・開発（自然資源）」コース

- (1) 業務の目的：上記研修コースの実施及びその運営に必要な業務の遂行
- (2) 業務内容：研修委託業務概要（別添 A）のとおり
- (3) 履行期間：2021 年 8 月上旬から 2022 年 3 月中旬まで（予定）

## 2. 応募要件

### (1) 基本的要件

- ① 公示日において、令和1・2・3年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下「全省庁統一資格者」という。）を有する者。なお、全省庁統一資格保持者でない者で参加意思確認書を希望する者は、当機構における競争参加資格審査を受けることができる。
- ② 独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則第4条1項の規定に該当しない者。具体的には会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格を有しない。
- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には以下のとおり扱う。
  - ・ 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とする。
  - ・ 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付ける。
- ④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人である者。
- ⑤ 以下の要件のいずれにも該当しないこと。また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。

競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないことを条件とする。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとする。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とする。

ア. 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2号第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。）

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が地方自治体の定める暴力団の排除の推進に関する条例に定める禁止行為を行っている。

(2) その他の要件：

- ① 案件受託上の条件として、2021 年度案件を第 1 回目として受託し、2023 年度まで計 3 回、同一案件を受託可能であること。なお、2021 年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2023 年度案件まで随意契約を行う予定（但し、研修対象国の状況など予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度ごとに業務量、価格等について見直しを行なった上で締結する。
- ② 業務を統括するための業務総括者を選任し、機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。
- ③ 2021 年度案件については遠隔研修の実施に加え、2021 年度に来日研修を実施する。詳細については、対象国及び日本国内の COVID-19 の感染状況等を鑑み、JICA 担当者と協議の上最終決定することとする。

### 3. 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認申請書の提出	提出期間 ※注1	2021年5月28日（金）午前10時から同年6月11日（金）午後4時まで ※1
	提出場所	JICA 北海道（札幌）研修業務課
	提出書類	参加意思確認書及び上記「2 応募要件」で求められている実績等を証明する資料（写し可）※2
	提出方法	持参または郵送（書留としてください）
(2) 審査結果の通知	通知日	2021年6月18日（金）
	通知方法	メール
(3) 応募要件無しの理由請求	請求場所	JICA 北海道（札幌）研修業務課
	請求方法	メール
	回答予定日	2021年6月25日（金）
	回答方法	メール

※注1：提出期間

送付（配達記録の残るものに限る）する場合は提出期限必着。持参の場合は、正午から14:00までを除いた上記時間に、提出場所へ持参すること。

※注2：提出書類

- 1) 参加意思確認書（別添B）及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）
- 2) 令和1・2・3年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し

### 4. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とする。
- (2) 参加意思確認書等の作成および提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しない。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しない。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めない。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができる。（上記3（3）参照）
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行する。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札（総合評価落札方式）または指名による企画競争を行う。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡する。

- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合がある。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限る。
- (9) 契約保証金：免除とする。
- (10) 共同企業体の結成：認める。

以 上

2021 年度～2023 年度課題別研修「持続可能な観光資源管理・開発（自然資源）」  
研修委託契約業務概要

1. 当該研修コースの概要

(1) 研修コース名

持続可能な観光資源管理・開発（自然資源）

(2) 実施期間（2021 年度予定）

遠隔研修期間：2022 年 2 月中旬頃

来日研修期間：来日の目途が立ち次第調整

(3) 研修目的（案件目標）

日本の観光資源の保全や活用の推進を通じた地域経済開発の手法を学び、自国の観光分野に対応した自然資源に係る観光資源管理および開発の最適化策を提案できるようになる。

(4) 研修の到達目標（単元目標）

- ① 自国の観光資源管理・開発の現状と課題が整理される。
- ② 自然環境資源の保全と活用について日本のイノベティブな取組事例を基に、今後求められる観光資源管理・開発の在り方が考察される。
- ③ マーケティング・プロモーション戦略、ブランド化の手法を学び、地域・観光資源のブランド構築の過程や成功・失敗要因、課題について理解される。
- ④ 持続・発展可能な観光資源の保全や活用のために地元住民や地域産業等を含め環境・観光・地域が一体となった取組事例を学び、自国で活用し得る手法を選択できる。
- ⑤ 観光におけるニューノーマルに対応したツーリズムの在り方・対応策について、グループディスカッションを通じて検討する。
- ⑥ 自国における観光資源の持続・発展可能な管理および開発のための方策・計画が提案できる。

(5) 研修内容

世界的な COVID-19 の感染拡大継続の影響により、研修員の国を越えた移動が困難であることから、2021 年度についてはオンラインを活用した



遠隔研修を実施する。その後来日が可能になる目途がつき次第当該研修員を対象に来日研修を実施することとする。研修受託機関はその企画、運営方法について、JICA 担当者と協議の上、実施に向けた調整を行うこととする。遠隔研修との組み合わせにより効果的かつ効率的な研修内容となるよう考慮すること。

#### 【事前活動】

自国の自然系観光資源の保全と活用における取組について、現状と課題について纏めたレポートを作成する。

#### 【遠隔および本邦研修】

講義と討議・ワークショップ・フィールドワーク

- ・ レポートの発表会を通じて、他国の現状と比較し、自国の状況や問題点を理解する。
- ・ 日本の観光開発に関する取組（産官学連携や自然系観光資源の保全と活用、マーケティング・プロモーション戦略の事例など）について学び、自国への適応策等を考察する。
- ・ 持続可能な地域の経済活性化と自然・文化保全の均衡に成功（あるいは失敗経験から成功を導いている）地域・団体を視察する。
- ・ 観光事業関係者や地域住民、旅行者の健康と安全を重視した旅行環境の整備・管理について協議・検討する。
- ・ 上記の学びを活かして、自国で実現可能な自然系観光資源管理・活用に関するアクションプランを策定する。

#### 【研修付帯プログラム】

・ プログラム・オリエンテーション

技術研修の開始に際し、コースの目的、日程、内容及び方法等について説明する。

・ 評価会

研修の終了に際し、研修全般の効果を確認し、また今後の研修改善の参考資料とするため、研修員から研修の内容、その他について意見を聴取する。

### (6) 研修員

1) 定員：8名

2) 研修対象国：8カ国

（スリランカ、サモア、ドミニカ共和国、ジャマイカ、ボツワナ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロ、キルギス）

### 3) 研修対象組織・人材

- ① 政府・地方自治体・公共団体において地域観光開発・観光振興を担う組織 NPO、観光業界団体、観光振興協会、民間観光事業者等。
- ② 大卒相当の学力に加え、パソコン操作スキルと、十分な英語の会話・読解力を有している者。
- ③ 心身共に健康で軍籍に無い者。
- ④ 自然系観光資源管理開発の関連分野で3年以上の経験を持つ者が望ましい。

## 2. 委託業務の範囲及び内容

### (1) 契約期間（2021年度予定）

2021年8月上旬～2022年3月中旬まで

※2022年度、2023年度の契約期間については JICA 担当者と協議の上決定。

### (2) 業務(研修)実施方法

主に下記の手法を用い、遠隔での研修を実施する。実施にあたり、対象国と日本の時差、及び対象国のインターネット環境を考慮の上、適切な手法を選択することとする。

#### 1) 講義

テキスト・レジュメ等を準備し、研修員らがインターネット上で受講できるように講義を視聴覚教材として作成するか、ライブ配信を行う。その際、講義毎もしくは単元毎の確認問題、またはミニレポートの作成・発表等を設定することで研修員の理解を高めるよう工夫する。なお、これらの録画・編集・翻訳等が必要な場合には、JICA 担当者と協議の上、再委託も可とする。

#### 2) 討議・演習

講義との関係者を重視し、テキスト及び講義映像等を参照しながら学んだ内容の確認と応用力を養えるように工夫する。更に、参加国のインターネット環境も踏まえつつ、講師と研修員または研修員間の双方向の交流、質疑応答の機会を設定し、遠隔研修であっても、終了後の実務に役立つことを目指す。

#### 3) レポート作成・発表

各レポートの作成・発表に当たっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、併せて終了後の問題解決能力を高めるよう努める。

### (3) 詳細

- ・ 日程、研修カリキュラムの作成・調整
- ・ 研修実施に必要な経費の見積り及び経費処理
- ・ 研修実施要領の確認（評価項目・評価基準の策定）
- ・ 研修員選考への助言
- ・ 当機構その他関係機関との連絡・調整
- ・ 講師の選定、確保
- ・ 講師への講義依頼文書の発出
- ・ 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- ・ 教材の選定と準備（翻訳または吹替の業務含む）
- ・ 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認および JICA への報告
- ・ 講義を録画する場合に必要な使用機材等の確認、または再委託に関する JICA との協議、手配業務
  - ・ 講義テキスト（動画）、資機材、参考資料の準備（使用言語への翻訳含む）、確認、アップデート
  - ・ 講義映像の作成及び編集、ポータルサイト等へのアップロード
  - ・ インターネットを活用した双方向型のコミュニケーション方法の検討、研修員への周知、補助
  - ・ インターネット上への周知、補助
  - ・ インターネット上のコミュニケーションツールを活用したワークショップ、演習等の検討、実施
  - ・ 講義謝金の支払い
  - ・ 講師への旅費、交通費の支払い
  - ・ 講師（又は所属先）への礼状の作成、送付
  - ・ 研修監理員との調整、確認
  - ・ プログラム・オリエンテーションの実施（またはオリエンテーション動画の作成、ポータルサイト等へのアップロード）
  - ・ 研修員の運営管理とモニタリング（ウェブまたはメールベースを想定）
  - ・ 研修員の技術レベルの把握（ウェブまたはメールベースで個別面談の実施等）
  - ・ 各種オンライン発表会の準備、実施
  - ・ 研修員作成の各種レポートの分析、評価
  - ・ 研修員からの技術質問への回答
  - ・ 評価会（Web、またはメールベースでの聞き取り）への出席、実施補佐
  - ・ 反省会への出席

- ・ 講義等の評価
- ・ 講義、見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- ・ 業務完了報告書作成（教材の著作権処理報告含む）、経費精算報告書作成
- ・ 関係機関への礼状の準備、発信、資材資料返却

(4) 研修受託上の工夫

遠隔研修では、対象国と日本との時差、及び対象国のインターネット環境を考慮の上、案件目標を効果的に達成するための適切な手法を選択すること。

**3. 留意事項**

- ・ 当機構は、本研修コース実施にあたって、英語の研修監理員を配置予定である。研修監理員は、講義、演習及び見学・研修旅行時の通訳を兼務する。
- ・ 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行は、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行う。
- ・ 本業務概要は予定段階のもののため、詳細については変更となる可能性がある。
- ・ 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドラインについては、以下 JICA HP 参照。  
([https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\\_japan/guideline.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html))

以 上

参加意思確認書（例）

独立行政法人国際協力機構  
北海道センター 契約担当役  
所長 石丸 卓 殿

提出者 （所在地）  
（貴社名）  
（代表者役職氏名）

2021年度～2023年度課題別研修「持続可能な観光資源管理・開発（自然資源）」に係る参加意思確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加確認書を提出します。

記

1 組織概要

※組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）。

2 応募要件

（1）基本的要件：

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格 を有する場合、同資格審査結果通知書（写）を添付してください。

同資格審査結果通知を有していない場合は、次の書類を添付してください。

- ・登記事項証明書（写）（法務局発行の「履行事項全部証明書」、発効日から 3 ヶ月以内のもの）
- ・財務諸表（直近 1 ヶ年分、法人名及び決算期間が記載されていること）
- ・納税証明書（その 3 の 3、発効日から 3 ヶ月以内のもの）（写）

（2）その他の要件：

特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況がわかる証明書を提出してください。

以 上